

3. 育児編

(1) 乳児健康診査（乳児健診）

度会町では、1歳までの赤ちゃんの健診を以下のとおり実施しています。
乳児健診は、赤ちゃんのご成長を確認するだけでなく、ご家族が不安なこと等を相談したり、お友達と出会ったりする機会にもなります。ぜひ受診してください。

| | |
|----------------------------|--|
| 1か月児健康診査 | <p>生後1か月前後のお子さんを対象に健康診査を実施しています。</p> <p>【対象者】度会町に住民票がある生後27日以降、6週未満の児</p> <p>【内容】身体計測、医師による診察等</p> <p>【場所】伊勢地区の委託医療機関</p> <p>【料金】無料 ※「1か月児健康診査結果票」を使って受けてください。</p> <p>◆伊勢地区以外の医療機関を受診される方へ</p> <p>里帰りなどの理由で、伊勢地区以外の医療機関を受診された場合は5,000円を上限に助成を受けられます。健診票に必要事項を記入の上、依頼文と一緒に受診される医療機関に提出し、受診してください。</p> <p>※依頼文は度会町ホームページから印刷していただくか、保健こども課でお渡しします。</p> <p>健診費用を全額支払った後、受診日から6か月以内に申請してください。</p> <p>【持ち物】領収書、母子健康手帳、1か月健診結果票、印鑑、通帳</p> <p>【問合せ・申請】役場 保健こども課（☎62-1112）</p> |
| 4か月児健康診査 ・ 10か月児健康診査 | <p>【対象者】度会町に住民票がある4か月児・10か月児（受診推奨期間は4か月～5か月に至るまで・10か月～11か月に至るまで）</p> <p>【内容】身体計測、小児科医診察</p> <p>【場所】県内の委託医療機関</p> <p>【料金】無料 ※「母子保健のしおり」の「乳児一般健康診査結果票」を使って受けてください。</p> |
| 7か月児健康診査 | <p>度会町では6、7か月児のお子さんを対象に健康診査を実施しています。</p> <p>【対象】度会町に住民票がある6、7か月児（対象児には個別通知します）</p> <p>【内容】身体計測、発達・育児相談（保健師） 栄養相談（管理栄養士）、小児科医診察</p> <p>【場所】役場 集団検診室</p> <p>【持ち物】保健こども課から郵送した育児支援アンケート、母子健康手帳、おむつの替え、バスタオル、必要な方はミルク等</p> <p>【料金】無料</p> |

(2) 幼児健康診査（幼児健診）

度会町ではお子さんの発育・発達の状況を保護者の方と一緒に確認し、大切な幼児期を心身ともに健やかにご成長いただくために、幼児健診を以下のとおり無料で実施しています。また、歯科検診・育児・食事等に関する相談をしていただくこともできますので、ぜひ受診してください。

| | |
|----------------|--|
| 1歳6か月児 健康診査 | <p>【対象】1歳6、7か月児とその保護者 (対象児には個別通知します。)</p> <p>【内容】身体計測、問診、小児科医診察、歯科検診 フッ素塗布(希望者のみ)、育児相談、栄養相談</p> <p>【場所】役場 集団検診室</p> <p>【持ち物】母子健康手帳、問診票</p> |
| 3歳6か月児 健康診査 | <p>【対象】3歳6、7か月児とその保護者 (対象児には個別通知します。)</p> <p>【内容】身体計測、尿検査、問診、小児科医診察、 スポットビジョンスクリーナー(目の屈折異常検査) 歯科検診、フッ素塗布(希望者のみ)、育児相談、栄養相談</p> <p>【場所】役場 集団検診室</p> <p>【持ち物】問診票、目のアンケート、耳のアンケート 尿、母子健康手帳、ぴかぴかカード</p> |



(3) 予防接種事業

度会町では、予防接種法に基づき定期的予防接種を実施しています。すべてかかりつけの医療機関で受けていただく個別接種で、生後2か月から接種が勧められるものもありますので、早めにかかりつけの医療機関にご相談のうえ、ご予約ください。また、受診される前に、母子健康手帳や赤ちゃん訪問時にお渡ししている「**予防接種と子どもの健康**」の内容をよくお読みになり、**予防接種の効果と副反応をよくご理解されたうえで、お子さんの体調の良い時に接種するようにしてください**。気にかかることがありましたら、あらかじめかかりつけ医等にご相談ください。



予防接種を受けることで、その病原体に感染せずに発病を予防したり、感染しても症状が軽く済むようにしたりすることができます。感染症にかかってしまうと、病気のために赤ちゃん自身が辛い思いをし、時には重大な合併症を起こすことがあります。感染症にかからないように免疫力をつけるため、予防接種を受けましょう。

予防接種には、予防接種法によって対象疾病、対象者及び接種期間等が定められた「**定期的予防接種**」と、対象者の希望により行う予防接種「**任意の予防接種**」があります。**定期的予防接種については、予防接種法の中で、対象者は予防接種を受けるように努めなければならないこととされています。**

《接種費用》

| 予防接種の種類 | 接種費用 | 対象となる予防接種 |
|---------|---------------------|---|
| 定期的予防接種 | すべて無料 | B型肝炎、ロタウイルス、Hib、小児用肺炎球菌、四種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ）、BCG、MR（麻しん、風しん）、水痘（水ぼうそう）、日本脳炎、DT（ジフテリア、破傷風）、ヒトパピローマウイルス五種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、Hib） |
| | | ※法律で定められている <u>期間を過ぎると有料</u> になります |
| 任意の予防接種 | 有料 費用一部助成 | インフルエンザ、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） |
| | | ※費用助成を受けるためには、 <u>申請が必要</u> |

※ 費用助成の受け方

《対象者》

接種時に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の規定による住民基本台帳に記載されている方

① 定期の予防接種

保健師が赤ちゃん訪問にうかがった際にお渡しする「問診票」をご使用いただくと、無料で接種することができます

- ※ 近隣の予防接種実施医療機関は 42～43 ページをご参照ください。
- ※ 里帰り等により訪問時期が遅れる場合にはご相談ください。
- ※ 県外での接種を希望される方は事前申請が必要です。詳しくは、保健こども課へお問い合わせください。

② 任意の予防接種

申請窓口：役場 保健こども課

- 持ち物：① 対象ワクチンの接種費助成金交付申請書
 (町ホームページからダウンロード可。役場窓口でも記入可)
 ② 対象ワクチンの接種にかかる領収書(原本)
 及び母子健康手帳(被接種者名・接種日・金額・接種ワクチン名が明記されたもの)
 ③ 振込先がわかるもの(通帳等)、印鑑

| インフルエンザ | |
|---------|---------------------------|
| 対象年齢 | 中学3年生まで |
| 接種期間 | 10月1日～翌年1月31日まで |
| 申請期間 | 接種日～翌年2月末日まで |
| 助成金額 | 1回につき1,000円(各年度1人につき2回限り) |

| 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | |
|-----------------|-------------------------------------|
| 対象年齢 | 満1歳～満6歳に達する日以後最初の3月31日(年長児の3月31日)まで |
| 接種期間 | 4月1日～翌年3月31日まで |
| 申請期間 | 接種日の翌月末まで |
| 助成金額 | 2,000円(1人につき2回限り) |

※ 健康被害救済制度について

予防接種を受けた後に、一時的な発熱や接種部の腫れ・痛みなどの比較的良好に起こる副反応以外にも、健康被害(病気になったり障がいが残ったりすること)が生じることがあります。極めてまれではあるものの、そのような事態が生じた場合に備え、救済制度が設けられています。救済制度には2種類あります。

定期接種の場合：予防接種法に基づく「予防接種健康被害救済制度」

任意接種の場合：独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく

「医薬品副作用被害救済制度」

《問合せ先》 役場 保健こども課 (TEL: 62-1112)

(4) 離乳食教室

度会町では、成長に応じて離乳食教室を開催しています。

離乳食は、幼児食へ移行する前のとても大切な食事です。離乳食の進め方、内容、量を実際に見ることで、より理解していただきやすいよう工夫しています。

また、よく似た月齢の赤ちゃんやそのお母さんとの出会い、交流の場にもなっています。



| | |
|------|---|
| 対象者 | 4～11 か月頃の乳児の保護者 |
| 周知方法 | 個別通知または電話 |
| 主な内容 | 離乳食の基本と進め方についてのお話（管理栄養士） 発育・発達のお話（保健師） デモンストレーション、試食 質疑応答、意見交換会 ※内容は変更する場合があります |
| 開催場所 | 保健センター 集団検診室・栄養指導室 (保健こども課・TEL：62-1112) |

(5) 育児相談

《対象者》 おおむね0～6歳までのお子さんとその保護者

《周知方法》 広報わたらいにて日時をお知らせします

《開催日時》 原則、毎月第4水曜日 11:30～12:00
※日程は変更になることがありますので
広報紙をご確認ください

《主な内容》 身体計測
発育・発達に関する相談
食事相談

《開催場所》 子育て支援センター

《予約方法》 役場 保健こども課 TEL：62-1112（事前予約要）

体重は増えているかな？
離乳食はどうしたらいい？
育児に自信が持てない…
子どもにイライラしてしまう
上の子への対応に困っている



育児中は誰でも、うまくいかないと感じたり悩んだりするものです。ひとりで抱え込まず、ぜひ保健師・管理栄養士にご相談ください。育児相談の日に限らず、いつでもご相談を受け付けていますので、お気軽にご連絡ください。

(6) 2歳児歯科検診（むし歯予防教室）

2歳のお子さんを対象とした歯科検診を実施しています。歯の健康は、生涯の健康づくりの基礎となります。検診当日はむし歯予防教室と希望者へのフッ素塗布も同時に実施しています。

《対象者》 2歳0か月～2歳3か月のお子さんとその保護者

《周知方法》 個別通知

《主な内容》 むし歯や歯みがきに関するお話（歯科衛生士）

歯科検診（歯科医師）

フッ素塗布（希望者のみ）

ブラッシング指導（歯科衛生士）

育児相談（保健師）

栄養相談（管理栄養士）

《開催場所》 役場 集団検診室（保健こども課 TEL：62-1112）



(7) わたらい子供の歯 ぴかぴかカードの配布

度会町では、お子さんのむし歯予防効果をより一層高めるため、定期検診及びフッ素塗布事業を推奨しています。2歳児歯科検診時に「わたらい子供の歯 ぴかぴかカード」を配布し、お子さんの歯の健康を守るために定期検診とフッ素塗布を継続していただけるよう支援しています。

《対象者》 2歳以降のお子さん

(8) 親子クッキング・親子料理教室

子どもの心と体の健康づくりを目的とし、幼児親子クッキング・親子料理教室を開催しています。

《対象者》 保育所年長児・年中児に相当する年齢・小学生のお子さんとその保護者

《周知方法》 保育所・小学校を通じてチラシ配布（未入所児には個別通知）

《主な内容》 詳細はチラシ等にて周知します



(9) 子ども相談

度会町では、お子さんの成長・発達に関することを、保護者のみなさまがお気軽にご相談いただけるように、臨床心理士による個別相談（無料）を実施しています。

- 《対象者》 乳幼児 及び 小・中学生のお子さんとその保護者
- 《周知方法》 広報わたらいに掲載（完全予約制）
- 《相談内容》 お子さんの成長・発達に関すること
- 《相談員》 臨床心理士
- 《開催場所》 役場 保健こども課（TEL：62-1112）



(10) 言語相談

度会町では、お子さんの言葉に関することを、保護者のみなさまがお気軽にご相談いただけるように、言語聴覚士による個別相談（無料）を実施しています。

- 《対象者》 乳幼児 及び 小学生のお子さんとその保護者
- 《周知方法》 広報わたらいに掲載（完全予約制）
- 《相談内容》 お子さんの言葉に関すること
- 《相談員》 言語聴覚士
- 《開催場所》 役場 保健こども課
（TEL：62-1112）

- 言葉の遅れ
- 発音が不明瞭
- 言葉につまる
- 言葉でコミュニケーションが取りにくい

(11) 保育所入所

保育所は、保護者が働いている場合や、病気などで家庭での保育ができない場合に保護者に代わって乳幼児を保育する児童福祉施設です。

☆ 保育所入所の条件（保育を必要とする事由）について

度会町に住所を有し、保護者及び同居の祖父母などが次の要件のいずれかに該当するため、家庭での保育ができないと認められる場合です。

- ・ 家族が労働（家事以外）をしている場合（月 48 時間以上の就労）
- ・ 保護者に疾病・障がいがある場合
- ・ 同居親族に病人等がいて常時介護、看護が必要である場合
- ・ 保護者が災害の復旧にあっている場合
- ・ 虐待や DV のおそれがある場合
- ・ 保護者が妊娠中または出産後間もない場合（出産日の前後それぞれ 8 週間）
- ・ 保護者が求職活動を継続的に行っている場合
（入所後 90 日以内に就労することが条件）
- ・ 育児休業取得中にすでに保育を利用している子どもの継続利用が必要な場合
（次年度に小学校入学を控えている等、児童福祉の観点から必要と認める場合）
- ・ 保護者が就学をしている場合
- ・ その他 上記に類する状態として町が認める場合

※上記の基準に該当する場合であっても、申込み内容に虚偽があった場合、保護者以外の人が保育できる時、定員に余裕がない時等は入所できない場合があります

《度会町内保育所一覧》

| 保育所名 | 住所 | 電話番号 | 保育時間 | 対象年齢 |
|--------|----------|---------|------------|-----------|
| 棚橋保育所 | 棚橋 248-2 | 62-0074 | 8:00~19:00 | 生後 6 か月~ |
| 長原保育所 | 長原 365 | 64-0022 | 8:00~18:00 | 生後 6 か月~ |
| 中之郷保育所 | 中之郷 1024 | 62-0070 | 8:00~18:00 | 生後 12 か月~ |

※保育時間・対象年齢については、状況により変更になる場合があります。

《申請について》

- 4 月からの入所の申込みは、前年の 10 月に受け付けます。
- 年度途中の入所は、定員に余裕がある場合に限りです。
申込み方法については、役場 保健こども課（TEL：62-2413）
へお問い合わせください。



(12) 学校教育

☆ 就学援助制度

度会町には、町内の小・中学校に在籍する児童・生徒のうち、経済的な理由により学校に通うことが困難なご家庭に対し、学用品費、給食費等、学校で必要となる費用の一部を援助する制度があります。

☆ 教育相談

度会町教育委員会では、児童・生徒の健全な成長・発達を願い、教育相談を行っています。ご相談をご希望される方は、教育委員会までご連絡ください。また、教育行政全般についてのご相談も受け付けています。

☆ 小・中学校の各種手続き

① 小学校へ入学するとき

＜就学時健康診断＞

入学する前年の11月頃実施します。事前に日時と会場を指定した通知書をお送りしますので、保護者が付き添って受診してください。

＜入学通知書＞

入学する年の1月下旬に、入学する小学校を指定した通知書をお送りします。なお、次のような場合は、早めにご連絡ください。

- ・入学通知書が届かないとき
- ・住所、氏名、保護者などに変更があるとき
- ・国立や私立の学校に入学するとき
- ・病気、その他の理由によって入学することができないとき

② 中学校へ入学するとき

入学する年の1月下旬に、入学通知書をお送りします。

③ 小・中学校の転校手続き

＜町外から転入する場合＞

前住所地での手続き

住所地の市区町村役場で転出の手続きを行い、転出証明書を受け取る

在学している学校に連絡し、転校に必要な書類（在学証明書と教科用図書給与証明書）を受け取る

度会町での手続き

役場 税務住民課へ転出証明書を提出し、転入の手続きを行う

- ①教育委員会事務局（役場内）で転入学の手続きを行う
- ②指定された学校に、前の学校で発行された書類を提出する

《町外へ転出する場合》

度会町での手続き

役場 税務住民課で転出の手続きを行い、転出証明書を受け取る

転出先住所地での手続き

転出先住所地の市区町村役場へ転出証明書を提出し、転入の手続きを行う

①在学している学校に連絡し、転校に必要な書類（在学証明書と教科用図書給与証明書）を受け取る
②教育委員会事務局（役場内）で異動確認届を提出する

前の学校で発行された書類を転入先の教育委員会または指定された学校に提出する

《町内で転居する場合》 ※ 町内転居の場合、転校はありません。

役場 税務住民課で転居の手続きを行う

在学中の学校へ新しい住所を知らせる

☆ 小・中学校一覧

| 名称 | 住所 | 電話番号 | 通学区域 |
|-------|-----------|---------|------|
| 度会小学校 | 棚橋 1679-1 | 62-0004 | 町内全域 |
| 度会中学校 | 棚橋 300 | 62-0194 | |

《問合せ先》

教育委員会 学校教育係（TEL：62-2422）

(13) 放課後児童クラブ

保護者が就業などで昼間家庭にいない、小学校1年生～5年生の児童に対し、遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

《開設場所》

度会町地域交流センター

（住所：度会町棚橋 1453-2 TEL：63-0070）

《開設時間》

月曜日から金曜日：放課後～午後6：30まで

土曜日：午前8：00～午後6：30まで

長期休業日：午前8：00～午後6：30まで

《問合せ先》

役場 保健こども課（TEL：62-2413）

放課後児童クラブ（TEL：63-0070）